

平成23年山形村議会第2回定例会

議事日程（第3号）

平成23年6月17日（金曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願、陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 23請願第 1号
- 日程第 3 23陳情第 3号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第29号
- 日程第 5 議案第30号
- 日程第 6 議案第31号
- 日程第 7 議案第32号
- 日程第 8 議案第33号
- 日程第 9 議案第34号
- 日程第10 議案第35号
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第11 発議第 3号
- 日程第12 発議第 4号
- 日程第13 閉会中の継続審査の申出について
- 日程第14 議員派遣の件について
閉会宣告
-

出席議員（12名）

1番 大池 俊子 君

2番 三澤 一男 君

3番 小林 武司 君
6番 宮澤 敏 君
8番 柴橋 潔 君
10番 上条 浩堂 君
12番 大月 民夫 君

5番 上條 光明 君
7番 竹野 園麿 君
9番 中村 弘 君
11番 竹野 入恒夫 君
13番 神通 川清一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視 君

副 村 長 百 瀬 泰 久 君

教 育 長 本 庄 利 昭 君

総務課長 笹 野 初 雄 君

住民税務課長 青 沼 永 二 君

保育園長 山 口 隆 也 君

保健福祉課長 小 野 勝 憲 君

農林建設課長 中 村 俊 春 君

教育次長 根 橋 範 男 君

総務課 課 長 住 吉 誠 君
考 査 役

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正 君

書 記 藤 沢 ゆ き み 君

◎開議の宣告

- 議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、9番・中村弘議員、10番・上条浩堂議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

- 議長（神通川清一君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決をいたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

総務農林常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂総務農林常任委員長。

（総務農林常任委員長 上条浩堂君 登壇）

- 総務農林常任委員長（上条浩堂君） 総務農林常任委員会に付託されました請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願につきましては、去る6月13日に委員会審査を行い、23請願第1号『『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する請願書』については、採択とし、措置として、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

23陳情第3号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情書」については、採択とし、措置として、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、防災担当大臣、原子力経済被害担当大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務農林常任委員会の審査結果の報告を申し上げ、審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

◎23請願第1号

○議長（神通川清一君） 日程第2、23請願第1号『『義務教育費国庫負担制』の堅持に関する請願書』について討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本請願を採択と決定するに賛成の議員はご起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、23請願第1号『『義務教育費

国庫負担制度』の堅持に関する請願書」については、採択と決定しました。

◎ 23 陳情第 3 号

- 議長（神通川清一君） 日程第 3、23 陳情第 3 号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情」について討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての総務農林委員長の報告は、採択であります。

本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、23 陳情第 3 号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情」については、採択と決定しました。
-

◎ 議案第 29 号～議案第 35 号

- 議長（神通川清一君） 次に、常任委員会付託の議案について審議、表決を行います。

日程第 4、議案第 29 号から日程第 10、議案第 35 号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務農林常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂総務農林委員長。

（総務農林常任委員長 上条浩堂君 登壇）

- 総務農林常任委員長（上条浩堂君） 総務農林常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る 6 月 13 日の委員会で審査の結果、

当委員会所管の議案第29号から議案第31までと議案第33号、議案第34号の5議案については、お手元に配付の審査結果報告書のとおり原案可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 次に、住民福祉常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫住民福祉常任委員長。

（住民福祉常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○住民福祉常任委員長（竹野入恒夫君） 住民福祉常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る6月15日の委員会で審査の結果、当委員会所管の議案第32号、議案第34号及び議案第35号の3議案については、お手元に配付の審査結果報告書のとおり原案可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 各常任委員長の審査報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次討論、採決を行います。

それでは最初に、議案第29号「山形村図書館条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第29号「山形村図書館条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第30号「山形村B&G海洋センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第30号「山形村B&G海洋センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第31号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第31号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第32号「山形村税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第32号「山形村税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第33号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第33号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第34号「平成23年度山形村一般会計補正予算(第1号)」についての討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。全体としては、図書室が図書館になったり、いろいろな点で予算化され、よいところがたくさんあるのですが、1点、ミラ・フード館の障害者の駐車場の件について反対をしたいと思います。

このミラ・フード館については、ずっと以前から障害者とか食堂の駐車場というのをずっと議論されてきました。しかし、今、常にきれいに整備されています。ミラ・フード館全体を見ても、駐車場はたくさんあります。障害者の駐車場についても、バリアフリーになっているので、入るについても少し遠いというだけであまり障害がないのではないかと思います。この件は、賛否いろいろな人たちがいろいろな意見を持っているのですが、私としては、ミラ・フード館全体を見ても非常にたくさんの駐車場がある中で、そこでまた障害者の2台分についてはやむを得ないと思うのですが、

高齢者とか、そういうものの5台分ということでやられたのですが、その必要はあまりないということで5台分のスペースをとる必要がない。

それから花時計についても、壊れてしまって整備に400万円ぐらいかかると言われたのですが、いろいろな人の話を聞く中に「花壇のまま残したほうがいいのではないか」とかいろいろな意見があります。私としては、駐車場の件については、2台分については納得できるものの、5台分のスペースは必要ないということで反対討論とします。

○議長（神通川清一君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 5番、上條光明です。委員会でも発言しましたので、簡単に説明しようと思います。あそこについては、本当に花時計も動かなくなってからもうじき1年半くらいになるというようなことで、その間、聞くところによりますと、いろいろなミラ・フードの審議会等々でも大分議論をされた結果だというようなことも聞いております。村の人たち、確かに今の池議員のおっしゃるとおり、あれについては本当に5～6年前から駐車場とかいう話は出て賛否ありましたけれども、今こういう車社会だということで、来館する人が障害者の方も来るようになっておりますし、食堂だけのためということに限るといろいろまた問題が出てくるかとは思いますが、来館する障害者の方、また、最近あそこへも、高齢者というのは65歳以上を言うのか、もっと上の方を対象にするのかちょっとよくわかりませんが、いずれにしても75過ぎのおじいちゃん、おばあちゃんたちも来ているのを拝見していますので、障害者分2台、高齢者向け3台ということで、花時計も壊れたという、こんな機会ということもありまして、こんな時代にはそういういろいろな不縁な方のことをやっていく時代ではないかなということで賛成の意見です。

以上です。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立多数であります。よって、議案第34号「平成23年度

山形村一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第35号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願・陳情に対する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

（午後 1時25分）

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午後 1時26分）

◎発議第3号

○議長（神通川清一君） 日程第11、発議第3号「『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書。

今日ある教育的諸課題の解決を思うとき、義務教育費国庫負担制度を堅持することは国民全体の切なる願いです。義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費、教材費が除外されて以来、平成元年度までの5年間に、恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われました。平成5年度には、共済費追加費用が一般財源化され、平成6年度には、私立高校以下の私学助成費の大幅削減、教科書無料制度の見直し等が財政制度審議会で検討対象とされました。平成16年度には、退職手当と児童手当が一般財源化され、平成17年度秋には、現状を維持すべきだという中央教育審議会の答申が出されたにもかかわらず、国庫負担率が2分の1から3分の1へと引き下げられました。

平成24年度予算編成においても、国庫負担率のさらなる削減や義務教育費国庫負担制度そのものの見直しを検討課題にすることが危惧されます。

義務教育費の水準の維持と機会均等及び地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1への復元を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立多数であります。よって、発議第3号「『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（神通川清一君） 日程第12、発議第4号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書。

3月11日に東日本を襲った巨大地震と津波は、2万5,000人に近い死者・行方不明者を出し、今も救援・捜索活動や避難所での被災者の苦難の生活が続いている。福島第一原発では、危惧されていた「原発震災」が現実のものとなり、広範囲に放射能物質が飛散し、大気や土地、海洋、農畜産物、海産物などを汚染している。現在もなお放射性物質の放出はとまらず、避難した人々は居住地に帰ることができるかどうかも見通しが立たない事態となっている。

今回の大事故は、今後の原発やエネルギー政策のあり方について根源的な課題を投げかけた。原子力に頼るエネルギー構造を根本的に転換し、自然（再生可能）エネルギーの研究開発・普及を急速に進めていくことが求められている。

よって、国においては、福島第一原発の事故対策を強化し、原子力政策を転換、自然エネルギーの研究開発・普及等を図るよう次の事項を実施するように要請する。

1、福島第一原発事故への対策について

（1）これ以上放射性被害が拡大することのないように、事故拡大を抑え、収束に向けて政府全体であらゆる対策を講じること。

（2）原発事故に関するあらゆるデータ・情報を迅速に開示するとともに、大気、海水、土壌、食品などの放射能の測定体制をさらに強化すること。

（3）事故の長期化が予測される中、避難者の生活支援、安全と健康の保持、精神的ケア対策、就職支援、子どもたちの教育などの対策を強化すること。

（4）妊産婦や乳幼児、小中学生などへの放射能被害を防ぐとともに、安定ヨウ素剤の確保、配布・服用方法などの徹底を図ること。

(5) 子どもの年20ミリシーベルトの被曝を容認する基準（屋外で3.8マイクロシーベルト毎時）を撤回し、大幅に引き下げる。また、汚染された校庭、公園の表土の取り替え（除染）は国が責任を持って行うこと。

(6) 事故の復旧に携わる作業員の被曝の軽減と健康被害への対策を強化すること。緊急時作業で平常時の線量限度を超えた労働者については、下請け、孫請け労働者も含めて放射線作業以外の就業を補償すること。

2、中部電力浜岡原発と原子力政策の今後のあり方について

(1) 中部電力の浜岡原発は、菅直人首相からの要請を受託し、すべての原子炉を停止した。しかしながら、防潮堤などの地震対策が完了した後には運転再開が予定されている。従来安全設計の考え方をはるかに超える事態が生じた今、東海地震の震源域に位置する浜岡原発が運転を再開することは、周辺住民のみならず、国民全体を再び不安に陥れることとなる。

よって、浜岡原発は運転を再開しないで廃炉にすること。

(2) 原発の安全審査指針の大幅な見直しを行うとともに、稼働中のすべての原発に対し、地震・津波対策などを含む新しい安全審査指針での審査をやり直すように求めること。

(3) 新規の原発建設・増設計画は凍結し、将来的には原発に頼らない電力供給体制を目指して国のエネルギー政策を立案すること。

(4) 原子力安全保安院を経済産業省から切り離し、原子力安全委員会を含む独立性の高い安全規制機関に改組した上、体制を大幅に強化すること。

(5) 原子力政策の見直しに当たっては、国民参加の論議の枠組みをつくること。

3、原子力防災対策について

(1) 原子力防災対策は、国の基準では原発から8から10キロメートルに限定しているが、福島第一原発の大事故では、国の基準をはるかに超える広範囲の地域で深刻な放射能汚染にさらされている。少なくとも原発から100キロメートル県内の都道府県や市町村の「地域防災計画」に、原発の大規模事故を想定した「原子力編」を盛り込むこと。

(2) 東海地震を想定した地震防災対策に、浜岡原発の過酷事故を想定した対策を追加し、避難計画や救助、医療、物資調達体制など抜本的に見直すこと。また、東海地震発生時の人的・物的被害の想定項目に、浜岡原発の過酷事故を追加して調査をやり直すこと。

4、自然エネルギーの普及促進と省エネルギー対策について

(1) いったん大事故が起きれば甚大な放射能被害を出す原発に頼ったエネルギー構造の限界がはっきりした今、再生可能な自然エネルギーの加速的普及が求められている。各地域の特性（自然的・社会的特性）に応じた小規模分散型の自然エネルギーの加速的な普及に向けて政府として全力を挙げる。国のエネルギー政策を見直し、自然エネルギーの普及目標と具体的な計画を立案すること。

(2) 原子力に偏重したエネルギーの研究開発に関する予算を改め、自然エネルギーの研究開発に重点的に予算を配分すること。

(3) 多くの地方自治体が既に「地域新エネルギービジョン」を策定しているが、予算上の制約もあって思い切った事業をできていない。自然エネルギーの普及に関する地方自治体への予算措置を大幅に拡充すること。

(4) 経済産業省や新エネルギー財団が制度化している新エネルギー導入の補助事業をさらに拡充し、地方自治体、NPO、各種団体が積極的に活用できるようにすること。

(5) 国の各種機関の事務所、国立・国営の学校、病院、福祉施設などに、太陽光発電、風力発電、コジェネレーションシステム、太陽熱、小水力などの新エネルギーシステムを積極的に取り入れること。

(6) 夏の電力需要が増大する時期はもちろん、年間を通じて省エネルギーキャンペーンを強めること。また、省エネルギー技術の研究開発予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、発議第4号「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。
-

◎閉会中の継続審査の申出について

- 議長(神通川清一君) 日程第13、「閉会中の継続審査の申出について」議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査・調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。
-

◎議員派遣の件について

- 議長(神通川清一君) 日程第14、「議員派遣の件について」議題とします。

お諮りします。お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(神通川清一君) ご異議ないものと認めます。よって、お手元の配付の議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

- 議長(神通川清一君) ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） 平成23年第2回山形村定例議会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

去る6月8日より始まりました6月定例会でございましたが、ただいまをもちまして閉会の運びとなりました。この間、私どもから提案いたしましたそれぞれの議案につきましては、慎重にご審議をいただき、各議案につきましては、いずれも原案どおり議決をいただきまして、ありがとうございました。

また、今定例会2日目には、議長を除き11名全議員から一般質問がございました。ご質問では、東日本大震災と栄村震災を教訓に村の防災対策を正すご質問や、役場組織や職員体制についてのご質問が多いように感じました。議員の皆様よりのご指摘やご要望につきましては、さまざまな観点から検討し、前向きに次のステップへ進めてまいり所存でございます。

今年の梅雨入りは平年より早めでありまして、台風の影響等ございまして降雨量も多かったわけですが、その後は中休みが続いております。いずれは本格的な梅雨空が戻るのではないかと思います。

議員の皆様におかれましては、ご健勝にて、さらなるご活躍をご期待申し上げまして閉会のごあいさつといたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（神通川清一君） 以上で、平成23年第2回山形村議会定例会を閉会し散会とします。

ご苦勞さまでした。

(午後 1時45分)